平成２９年（フ）第１４２１号
さいたま市南区別所６丁目10番17号
債務者　浅野　　敏
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３９号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代３丁目３番22号、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目８番32号　ラビットハウスＭＩＮＡＭＩ103号
債務者　兼平　雄治
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４３号
さいたま市南区関２丁目３番10号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４７号
埼玉県戸田市上戸田２丁目34番２―102号
債務者　中村　　一
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５６号
埼玉県春日部市備後東７丁目２番17号　エルディムニューヒカール103
債務者　上野　純子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
埼玉県深谷市上野台3383番地３　ニューエルディム平井Ⅲ102号
債務者　川上　雅寿
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２８５号
埼玉県深谷市上野台3383番地３　ニューエルディム平井Ⅲ102号
債務者　川上　雅代
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３０２号
埼玉県羽生市大字神戸1377番地７
債務者　谷口　和夫
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３０６号
埼玉県羽生市大字上岩瀬379番地　清和園、旧住所埼玉県羽生市東５丁目13番４号　岡戸ハイツ101
債務者　渡辺　淑惠
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３１１号
千葉県白井市大松１丁目１番21号ハイムグリーンベル107号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７７号
岐阜県土岐市泉町久尻1168番地の９　コーポサトウ　203号、従前の住所愛知県春日井市小野町４丁目８番地３　フォーブル小野104号
債務者　野田　貴行
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１０６７号
京都市右京区西院東貝川町62番地１　グランドパレス西院西館506
債務者　北林　裕喜
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
兵庫県丹波市市島町中竹田4510番地　県営住宅中竹田鉄筋住宅101号、前住所兵庫県丹波市市島町中竹田958番地８
債務者　松岡　里紗（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第３０号
兵庫県丹波市市島町喜多1020番地　市営住宅柊団地２―209号
債務者　難波美香子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２４８号
香川県綾歌郡綾川町枌所西甲282番地
債務者　長尾　文雄
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５号
福岡県大牟田市大黒町１丁目38番地７
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第５８号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂75番地71
債務者　加藤　啓治
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部